

年金記録訂正請求に係る答申について

**近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年10月15日決裁分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000119 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000026 号

第1 結論

平成2年＊月から平成3年3月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年＊月から平成3年3月まで

請求期間当時は学生で、親元を離れて A 市に居住していたところ、二十歳になった際に、母が私に代わって実家のあった B 市において国民年金の任意加入の手続をし、その後 B 市から交付された納付書を使って、平成3年4月に A 市に住民票の住所地を移すまでの期間の国民年金保険料を、付加保険料と合わせて納付してくれた。

母が B 市において納付してくれたはずの年金記録がないので、調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、私が二十歳になった際に、母が B 市において国民年金の任意加入手続をし、請求期間に係る国民年金保険料を付加保険料と合わせて納付してくれた旨主張している。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者の住所地は、二十歳に到達する直前に B 市から A 市に異動しており、請求者が記憶する住民票の異動時期と符合しない上、請求期間当時、国民年金の加入手続は、住所地のある市区役所又は町村役場において行うとされていたことを踏まえると、請求者は請求期間当時、B 市において国民年金に加入することができない。

一方、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）（以下「記号番号」という。）は、A 市を管轄する社会保険事務所（当時）において、二十歳以上の学生が国民年金の強制加入対象者となった平成3年4月1日を資格取得日として払い出されており、i) 請求者は当時学生であったことから、当該取得日以前である請求期間については任意加入対象者となり、制度上、遡って被保険者資格を取得できること、ii) 国民年金の付加保険料については、申し出を行った日の属する月以降に納付が可能であることを踏まえると、請求者は請求期間において、国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム等により氏名検索等を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は、請求者の住所地の異動時期等を明確に記憶しておらず、当該異動に伴う国民年金の手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧である。

このほか、請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000133 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000091 号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成 16 年 3 月 30 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 3 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 3 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のC社における平成 17 年 8 月 5 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 8 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 3 月
② 平成 17 年 8 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①の賞与の記録がない。また、C 社に勤務した期間のうち、請求期間②の賞与の記録がない。請求期間①及び②に各事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳、A 社の元同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書及び同社における当該期間当時の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、3 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る賞与の支払年月日については、前述の預金通帳に記録されている取引日から、平成 16 年 3 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間当時の事業主は既に亡くなっている上、B 社の事業主からは請求者の当該期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付についての回答は得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否

かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成 17 年夏季賞与に係る賞与支給明細書並びにC社の預金通帳及び金融機関のご利用明細票の写しから判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る賞与の支払年月日については、前述のC社の預金通帳及び金融機関のご利用明細票に記載されている取引日から、平成 17 年 8 月 5 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は解散している上、解散時の事業主からは請求者の当該期間に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料納付についての回答は得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000141 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000027 号

第1 結論

平成 12 年 11 月、平成 13 年 1 月及び同年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 12 年 11 月
② 平成 13 年 1 月
③ 平成 13 年 3 月

請求期間①、②及び③の国民年金保険料は、A 郵便局において、納付書に現金を添え、夫に係る国民年金保険料と一緒に私自身が納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間①、②及び③について、夫が保険料納付済期間となっているにもかかわらず、私は保険料未納期間となっているので、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、自身の夫に係る国民年金保険料と一緒に、郵便局において納付書に現金を添えて納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び B 市 C 区の収滞納リストによると、請求者及び請求者の夫は、請求期間前後において、請求者名義の預金口座からの振替により国民年金保険料を納付する旨の申出を行っているところ、D 信用金庫 E 支店から提出された当該口座に係る預金取引明細表兼残高表を見ると、請求期間①前の平成 12 年 8 月 28 日に「シネンキンホケンリョウ」、請求期間③後の平成 13 年 4 月 27 日に「ネンキン」として、それぞれ当時の国民年金の定額保険料の二人分が当該口座から振替されていることが確認でき、請求期間①、②及び③当時において、請求者は、国民年金保険料を口座振替により納付していたと考えられる。

また、市民しんぶん C 区版（平成 13 年 2 月 15 日第 62 号）を見ると、「国民年金保険料の口座振替日は、毎月 27 日。ただし、金融機関が休業日のときは、翌営業日。残高不足で振替ができなかった場合は翌月に再振替し、再振替でも引き落としができなかったときは、払込通知書を郵送する。」旨が記載されており、当該 B 市における取扱い、オンライン記録により確認できる請求者及び請求者の夫の請求期間前後の期間に係る国民年金保険料の納付状況並びに前述の預金取引明細表兼残高表により確認できる当時の振替状況及び残高を踏まえると、請求期間①、②及び③において、請求者の夫に係る国民年金保険料は、口座振替により収納された一方、請求者に係る国民年金保険料は、残高不足により振替できなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、A 郵便局において納付した旨陳述しているところ、株式会社ゆうちょ銀行 F 貯金事務センターの担当者は、「国民年金保険料の領収済通知書の保存期間は 10 年であるため、請求期間①、②及び③当時の領収済通知書は残っていない。」旨陳述しており、請求者の当該各期間における国民年金保険料の納付について、確認することができない。

加えて、請求期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、当該各期間に係る収納の記録漏れ等の事務過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求期間①、②及び③について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000216 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000092 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 21 年 12 月 4 日は 55 万 1,000 円及び平成 22 年 6 月 25 日は 3 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 21 年 12 月 4 日及び平成 22 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 58 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 21 年 12 月 4 日
② 平成 22 年 6 月 25 日

請求期間①及び②に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書及び A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額 55 万 1,000 円及び請求期間②において標準賞与額 3 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び賃金台帳から、請求期間①は 55 万 1,000 円及び請求期間②は 3 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000134 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000028 号

第1 結論

昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 12 月から昭和 58 年 6 月まで

昭和 57 年 12 月 20 日に勤務していた事業所を退職し、同年 12 月中に、A 町役場（当時）で国民年金の加入手続を行い、昭和 58 年 7 月に再就職するまで、毎月、国民年金保険料を納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 57 年 12 月中に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、昭和 58 年 7 月に再就職するまで、毎月、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者に対する記号番号は昭和 61 年 12 月に払い出されており、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、第 3 号被保険者となった昭和 61 年 9 月 26 日（平成 22 年 12 月 2 日に資格取得年月日が訂正されるまでは昭和 61 年 10 月 14 日）と記録されており、B 市の国民年金被保険者台帳及び請求者が所持する年金手帳を見ても、資格取得年月日は第 3 号被保険者となった同年 10 月 14 日と記載されていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000005 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000093 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日は11万9,000円、同年12月17日は17万4,000円、平成17年12月31日は23万円、平成18年7月31日及び同年12月31日は24万円並びに平成20年12月31日は28万円に訂正することが必要である。

また、平成20年7月31日及び平成21年7月31日の賞与については、支払年月日をそれぞれ平成20年7月4日及び平成21年7月10日に訂正し、標準賞与額をそれぞれ26万円及び28万円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、同年12月17日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成20年7月4日、同年12月31日及び平成21年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月31日、同年12月17日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成20年7月4日、同年12月31日及び平成21年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年7月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年6月
⑧ 平成19年12月
⑨ 平成20年7月
⑩ 平成20年12月
⑪ 平成21年7月

A社に勤務した期間のうち、各請求期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑥までの各期間及び請求期間⑨から⑪までの各期間について、B会（以下「C」という。）から提出されたA社における請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書（以下

「明細書」という。)、D市から提出された請求者に係る市民税・府民税回答書(以下「回答書」という。)及び給与所得の源泉徴収票、同社から提出された賞与月別従業員一覧表並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②から⑥までの各期間及び請求期間⑨から⑪までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑥までの各期間及び請求期間⑨から⑪までの各期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は11万9,000円、請求期間③は17万4,000円、請求期間④は23万円、請求期間⑤及び⑥は24万円、請求期間⑨は26万円並びに請求期間⑩及び⑪は28万円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑥までの各期間及び請求期間⑩に係る賞与支払年月日については、A社の事業主の回答、同僚から提出された明細書及びオンライン記録により、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間③は同年12月17日、請求期間④は平成17年12月31日、請求期間⑤は平成18年7月31日、請求期間⑥は同年12月31日及び請求期間⑩は平成20年12月31日とすることが妥当である。

さらに、請求期間⑨及び⑪に係る賞与支払年月日については、オンライン記録において、当該各期間と同月の平成20年7月31日及び平成21年7月31日を賞与支払日とする厚生年金保険法第75条本文該当の記録が確認できるが、A社の事業主の陳述及び同僚から提出された明細書の日付により、請求期間⑨は平成20年7月4日、請求期間⑪は平成21年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑥までの各期間及び請求期間⑨から⑪までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年3月3日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者は当該期間の明細書を保管していない上、A社及びCも当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間⑦及び⑧について、Cから提出された請求者に係る源泉徴収簿は平成19年分を除き、請求者に係る回答書の給与支払金額及び社会保険料控除額と一致しているものの、平成19年分の源泉徴収簿と平成20年度の回答書の給与支払金額及び社会保険料控除額は大きく乖離していることから、当該各期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額について特定することができない。

このほか、請求者の請求期間①、⑦及び⑧における賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、⑦及び⑧においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。